

1年生保護者各位

令和5年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 商業科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	22,460	22,460	37,160	17,360	17,360	17,360	17,360	17,360	17,360	17,360	17,360	17,360	238,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	22,460	22,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	7,460	119,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
	副教材等代	15,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月17日	5月17日	6月19日	7月18日	8月17日	9月19日	10月17日	11月17日	12月18日	1月17日	2月19日	2月19日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和5年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 情報数理科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	22,210	22,210	36,910	17,110	17,110	17,110	17,110	17,110	17,110	17,110	17,110	17,110	235,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	22,210	22,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210	116,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	57,000
副教材等代	15,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月17日	5月17日	6月19日	7月18日	8月17日	9月19日	10月17日	11月17日	12月18日	1月17日	2月19日	2月19日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和5年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 英語実務科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	37,460	37,460	52,160	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	418,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	37,460	37,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	299,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000
	副教材等代	15,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月17日	5月17日	6月19日	7月18日	8月17日	9月19日	10月17日	11月17日	12月18日	1月17日	2月19日	2月19日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたる時はその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)